

令和元年度(第3回) 県産材供給システム強化対策事業募集要項

1 趣旨

この要項は、県産材供給システム強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び県産材供給システム強化対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

2 申請者の要件

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 素材生産事業者又は原木市場、製材事業者、流通販売事業者及び工務店等により構成された企業グループであること。
- (2) 素材生産事業者又は原木市場、製材事業者、流通販売事業者及び工務店等は、県内に事業所を有する者であること。
- (3) 素材生産事業者又は原木市場、製材事業者、流通販売事業者は、山梨県産材認証センターに登録していること。
- (4) 令和元年度県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約を締結していること。
- (5) 県産材の供給力強化やPRのための取り組みを実施すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

3 補助対象等

補助金の交付対象及び補助単価は次のとおりとする。

- ①木材の生産及び加工並びに建築に関わる者が連携し、建築物へ県産材を使用した製材品を供給する取り組みに対し、県産材を用いた製材品使用量 1m³あたり 9,000 円を限度に助成する。
- ②県産材使用認証書の取得に要する経費として、1件あたり 10,000 円を限度に助成する。

4 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和2年8月7日（金）まで

5 申請書の提出期間、提出方法

(1) 提出期間

令和2年2月25日（火）～令和2年3月24日（火）

ア 郵送の場合は、3月24日までに提出場所に到着したものに限り有効とする。

イ 持参の場合は、3月24日の午後4時までに提出場所で受け付けたものに限り有効とする。

(2) 申請書類

次の①に、②から④及びその他必要な書類を添付して提出すること。

①補助金交付申請書【交付要綱第1号様式】

②事業計画書【実施要領様式第2号】

③県産材流通体制図【実施要領参考様式1】

④令和元年度県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約(写)【実施要領様式第1号】

その他必要な資料を添付すること。

※本事業において、今年度申請書の提出期間が終了した募集に応募し、企業グループにおける構成員として、県産材流通体制図に添付する誓約書及び役員名簿を提出した者は、その他必要な資料のうち当該資料の提出を省略することができる。

(3) 提出資料

申請書類(正本1部、副本1部(コピー可))

申請書類をPDFにした電子データ(CD-Rで提出又は電子メールで送信)

(4) 提出場所及び連絡先

申請書類は、郵送又は持参により次の場所へ提出すること。

提出場所 山梨県森林環境部林業振興課(山梨県庁本館8階)

住 所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話番号 055-223-1653

メールアドレス ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 質問及び問い合わせ

質問及び問い合わせは令和2年3月17日(火)までに電子メールで行うこと。

なお、質問を送信した場合は、電話連絡すること。

6 申請書類の審査方法

(1) 審査方法と審査の観点

書面審査を行う。次の観点を含め総合的に審査するため、申請書作成の際は留意すること。

ア 生産体制の効率化など県産材の供給力強化のために行う取り組み

イ 県産材の良さの広報など県産材のPRのために行う取り組み

(2) 審査結果の通知

申請書類の審査結果は、令和2年4月上旬頃までに申請者に通知する。

7 その他

(1) 提出された申請書類は返却しないものとする。

(2) 山梨県議会令和2年2月定例会において、令和元年度山梨県一般会計補正予算案が議決されなかった場合、本事業は執行しないものとする。